

「第3次城陽市総合計画後期基本計画（素案）」
パブリックコメント実施結果報告書

1 概要

(1) 対象者

市民等（市内在住、在勤、在学者、市内事業者、納税義務者）

(2) 期間

平成23年12月14日（水）～平成24年1月12日（木）

平成24年1月19日（木）～平成24年2月29日（水）

(3) 周知方法

市ホームページ、広報じょうよう（12月21日号、2月11日号）

(4) 閲覧場所

行政改革推進課、行政情報資料コーナー、市ホームページ

(5) 意見提出方法

行政改革推進課窓口持参、郵送、FAX、Eメール

2 実施結果

(1) 対象者

5名（33件）

(2) 提出方法の内訳

行政改革推進課窓口持参 2

FAX 2

Eメール 1

(3) ご意見内容（一部要約して掲載しています）

NO	意見の概要	市の考え方
第1章 安心・安全のまちづくり		
1	<p>消防団の体制強化が基本方針において定められておらず、まちづくり指標にも設定されていないのはなぜか。</p>	<p>基本方針で定めております「消防体制の確立および予防体制を充実」は、消防団の体制強化についても含んで示しているところです。 また、消防団は「城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」において定員を275人と定めており、現状では、定数も100%確保し続けていることから、まちづくり指標として設定することは見送っています。</p>
2	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の国土開発やまちづくりのあり方に大きな問題点と教訓を残したと考える。 素案には、現状と課題に「国や京都府の防災計画の見直しを受けて市の計画を見直す」との趣旨の記述が見受けられる。しかし、本計画は今後の5カ年を定める計画であることから、現時点で考えられる改善すべき政策を検討し、その結果を反映すべきではないか。</p>	<p>「第2節 災害に強いまちをつくる」におきまして、前期基本計画において定めていた施策に加え、近隣自治体及び同一災害下での被災リスクが低い自治体間での「相互応援協定」や、市民へ防災情報を一斉通報する「同報無線システムの整備」などの施策を新たに定めているところです。これらの施策を推進することにより、災害に強いまちづくりの実現に努めます。</p>
3	<p>原発事故の対応及び新エネルギー政策が基本方針に定められていないのはなぜか。</p>	<p>本市では、地域防災計画中の「事故対策計画編」に原子力発電所事故などは突発的な事故災害の発生として位置づけています。 基本計画では、本市の地域防災計画を着実に推進することにより、「災害に強いまちをつくる」ことを目指しており、本地域防災計画につきましては、必要な見直し・修正を図っています。 また、新エネルギーについては、平成21年に策定した城陽市地球温暖化対策地域推進計画において、「新エネルギー、省エネルギーの導入促進」を定めており、計画を推進する中で住宅用太陽光発電システムの設置補助を行うなど、取り組みを進めています。 今後も、「第6章環境にやさしいまちづくり 第1節 環境を守り育てる」で定めておりますとおり、「城陽市地球温暖化対策地域推進計画」の実現に向け、様々な取り組みを推進します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
4	<p>トイレや冷暖房について配備するなど、避難施設の生活面における充足度を上げる必要があるのではないか。</p>	<p>避難所につきましては、簡易トイレを各校区に設置するなど、その充足に努めてまいりました。現在は、避難所の耐震化や要配慮者のための福祉避難所の拡充に努めているところです。今後とも、避難所の取り組みを進める中で、生活面における環境整備につきましても、適宜検討を行ってまいります。</p>
第2章 快適なまちづくり		
5	<p>新市街地事業の推進と、優良農地の保全是矛盾している。また、市民の中にも多様な意見があることや、関係地権者に多数の反対者があることから、合意形成が不十分である。さらに、市の財政負担を鑑みても、新市街地事業は中止すべきではないか。</p>	<p>新市街地として整備を進めている久世荒内・寺田塚本地区は、平成28年度供用開始予定の新名神高速道路城陽ジャンクション・インターチェンジ(仮称)に隣接し、国土軸が交差する交通の要衝となることから、その優れた立地条件を活かして企業を誘致することを目指しています。</p> <p>本地区については、既に一部で農地転用が行われており、その優れた立地条件から、このまま何も対策を講じなければ国道24号沿道を中心に農地転用が進み、乱開発による無秩序な土地利用が進んでしまうことは避けられず、残された土地の利用は大きく制限されてしまいます。</p> <p>将来の良好な都市構造を考えると、計画的な土地利用は不可欠であり、土地区画整理事業による良好な市街地整備を進め、企業立地を図り、市民の働く場の確保と創出、それによる人口流出防止、さらに法人市民税等の増収による財政基盤の強化等、本市の活性化を図っていく上で、また、地権者の有効な土地利用を図っていく上で、必要不可欠な事業です。</p> <p>事業への合意形成については、地権者の80%を超える多くの方々から事業賛同意向を確認しており、残りの反対地権者には、引き続き、理解と協力が得られるよう努力をしていきます。</p> <p>また、企業誘致については、これまで市に対し、本地区への進出等について50社を超える多くの企業から問い合わせをいただいております。新名神高速道路城陽～八幡間の工事着手などにより、本地区に対する企業の期待度も高いものがあります。</p> <p>なお、農業振興については、農業振興地域の農用地区域において農業基盤整備を推進するなど、優良農地として保全し、都市近郊の立地条件を活かした特産品や収益性の高い農産物の生産振興、また担い手の確保・育成、農作業の委託化の促進などの施策を展開し、農業振興を図ってまいります。</p>
6	<p>木津川堤防の桜つつみの整備と、あらず農地を工業団地にする計画は矛盾している。「第5章 活力に満ちたまちづくり」の「第1節 農業の振興を図る」とも矛盾していることから、新市街地事業は中止すべきではないか。</p>	<p>新市街地として整備を進めている久世荒内・寺田塚本地区は、平成28年度供用開始予定の新名神高速道路城陽ジャンクション・インターチェンジ(仮称)に隣接し、国土軸が交差する交通の要衝となることから、その優れた立地条件を活かして企業を誘致することを目指しています。</p> <p>本地区については、既に一部で農地転用が行われており、その優れた立地条件から、このまま何も対策を講じなければ国道24号沿道を中心に農地転用が進み、乱開発による無秩序な土地利用が進んでしまうことは避けられず、残された土地の利用は大きく制限されてしまいます。</p> <p>将来の良好な都市構造を考えると、計画的な土地利用は不可欠であり、土地区画整理事業による良好な市街地整備を進め、企業立地を図り、市民の働く場の確保と創出、それによる人口流出防止、さらに法人市民税等の増収による財政基盤の強化等、本市の活性化を図っていく上で、また、地権者の有効な土地利用を図っていく上で、必要不可欠な事業です。</p> <p>事業への合意形成については、地権者の80%を超える多くの方々から事業賛同意向を確認しており、残りの反対地権者には、引き続き、理解と協力が得られるよう努力をしていきます。</p> <p>また、企業誘致については、これまで市に対し、本地区への進出等について50社を超える多くの企業から問い合わせをいただいております。新名神高速道路城陽～八幡間の工事着手などにより、本地区に対する企業の期待度も高いものがあります。</p> <p>なお、農業振興については、農業振興地域の農用地区域において農業基盤整備を推進するなど、優良農地として保全し、都市近郊の立地条件を活かした特産品や収益性の高い農産物の生産振興、また担い手の確保・育成、農作業の委託化の促進などの施策を展開し、農業振興を図ってまいります。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
7	<p>「第2節 みどり豊かなまちを実現する」において、農地に対する評価がなされておらず、また、基本方針にも定められていないのはなぜか。</p>	<p>対象が多岐(公園・山林・森林・丘陵地・河川・農地等)に渡るなか、大局的な方向性を示す記述としたため「農地」としての個別の記載はありませんが、「緑地など」といった表現の中に含まれているものです。</p> <p>また「第2節 みどり豊かなまちを実現する」で記載しております「緑の基本計画」の基本方針において、「農地」の保全に努めていく旨を定めています。</p> <p>農地等の緑は、まちの環境保全及び景観形成において重要な位置づけにあることから、今後も引き続き保全・育成を図っていきます。</p>
8	<p>都市公園等の整備は可能な範囲で整備すべきであるが、市街地地域の緑化・空間等の確保の方法として、市街化区域内農業用地を積極的に位置づけることを提案する。</p> <p>例えば、一定の条件を満たす農業用地を指定し、固定資産税等を免除・軽減するなどしてはどうか。</p>	<p>ご提案の内容については、生産緑地法に基づいた「生産緑地地区」の制度が該当すると考えられますが、本来市街化区域は市街化を図るべき地域であることから、新たに特定市街化区域農地となるものだけを対象とし、原則として既存の市街化区域内農地の追加指定をしていません。</p> <p>現在は、中長期的な視点に立って、森林や農地などの豊かな自然環境や歴史資源の保全を基本としつつ、地域特性を活かした計画的・効果的な土地利用の誘導をめざしているところです。「第2節 みどり豊かなまちを実現する」で定めておりますとおり、都市環境や都市景観の向上とともに、災害に対する都市の安全性を確保するため、公園・緑地配置計画に基づく整備とその維持管理に努めていきます。</p>
9	<p>「第2節 みどり豊かなまちを実現する」の主な施策の展開「(1) 都市緑化の推進」において農地の保全を定めていることから、主な施策の展開「(3) 水と緑のネットワーク」においても農地について言及すべきではないか。</p>	<p>「第2節 みどり豊かなまちを実現する」の「(3) 水と緑のネットワーク」で示している施策は、道路緑化や河川・水路の活用等、施設系の緑の配置による水と緑のネットワーク形成を目指すものであるため、原案どおりとします。</p> <p>なお、優良農地の保全につきましては、「第5章 活力に満ちたまちづくり 第1節 農業の振興を図る」におきまして、今後の施策の展開を記載しています。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
10	<p>保安林の回復と保護について本計画に定められたい。</p>	<p>本市の山砂利採取地域(東部丘陵地)は、市域全体の約13%(約420ha)を占めており、その荒廃した跡地の修復を図り、埋め立て事業における安全確保とあわせて、山砂利採取の拡大を防止し、跡地利用である東部丘陵地整備計画を促進することが本市にとってまさに必要な取り組みであると考えています。そうした中で、東部丘陵地の砂利採取ゾーンには約90haの保安林区域が残されています。東部丘陵地整備計画に基づく土地利用を図るために必要な保安林の指定解除に向けた取り組みを行うことが、市の方針となっています。実施の際には、保安林の代替施設である防災施設の設置も併せて行うこととしています。</p> <p>「第3節 新たな都市空間の形成を図る」で定めておりますとおり、山砂利採取跡地の早期利用を実現するため、東部丘陵地整備計画に基づき、安全な埋め立て事業の着実な実施とあわせて、北幹線道路や先行整備地区の整備完了をめざしていきます。</p>
11	<p>新名神高速道路の整備を市のまちづくりの根幹とすることは問題である。全国的に人口が急激な減少傾向にあり、高齢化が予測されている。現に本市の人口は減少しており、また、今後増加する確たる見通しはない。</p> <p>仮に、今建設をすとしても事業の完成は十数年先であり、その時点での交通量はどうなるのか、また、今後のメンテナンス費用や建設費等は通行料で返済できるかが懸念される。仮に返済が出来ない場合、直接本市や市民の負担が無くとも、実質的に国民負担となると考えられる。</p> <p>まちづくりの基本は、現に生活している住民の生活の向上をベースとすべきではないか。</p>	<p>新名神高速道路の整備においては、城陽～八幡間の進捗状況につきまして、平成23年2月末に用地買収に伴う説明会が開催されて順次用地買収が進められ、平成28年度供用開始に向け、順調に進められています。</p> <p>将来、大津～城陽間が整備されることにより、国土軸としての道路ネットワークが形成され、新名神高速道路の国土幹線自動車道としての機能が発揮されるものです。本市としては今後も京都府、沿線の自治体及び民間の促進団体と連携し、「第3節 新たな都市空間の形成を図る」で定めておりますとおり、大津～城陽間の早期の着工、早期整備に向けて関係機関に要望を行っていきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
12	<p>高層マンションの高さ規制について考えるべき時期に来ているのではないか。</p>	<p>城陽市の市街化区域においては、市全体の土地利用計画に基づき、都市計画法に規定される9種類の用途地域を定め、住宅、工場、店舗等の混在を避けるため、用途地域に応じた建築物の建築制限を行っています。また、用途地域毎に建築物の高さや建ぺい率(敷地面積に対する建築面積の割合)、容積率(敷地面積に対する延べ床面積の割合)の制限を設けているほか、建築基準法において、各種高さの制限をすることになります。</p> <p>今後も、「第4節 良好な住環境をつくる」で定めておりますとおり、秩序ある建築を誘導するため、市全体の土地利用計画に基づき、将来の市街地像に即した建築物の用途や高さなどの規制・誘導を行ってまいります。</p>
13	<p>住宅改修助成制度について本計画に定められたい。</p>	<p>住宅改修助成については、個人の資産の形成、または改善に資する側面もあり、行政として合理的な目的がある場合に限って、助成を行うべきものと考えており、このような観点から、高齢者等のバリアフリー化のための助成、耐震化等の市民の生命を守るための助成、地域経済活性化のための施策としての助成などが考えられます。</p> <p>本市においては、バリアフリー化や耐震化について補助制度を設け、運用してきました。また、後期基本計画では、「第1章 安心・安全のまちづくり」の「第2節 災害に強いまちをつくる」および「第2章 快適なまちづくり」の「第4節 良好な住環境をつくる」において、その取り組みを促進することについて定めています。</p> <p>地域経済活性化のための住宅改修に関する施策としては、住宅融資制度を設け、修繕利率1.5%、融資限度額を300万円とし、ご利用しやすいよう努めているところです。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
14	<p>地下水の安定供給は当然であるが、市の調査でも水道原水において、地下水に水銀等が検出されているが、厳密な原因調査はなされていない。厳密な原因調査を実施するとともに必要な対策を実施するべきではないか。</p>	<p>本市の水道水の主水源である地下水には、一部微量の水銀が検出されていますが、これは自然由来によるものと考えております。また、原水で検出されました水質検査の結果は、浄水を対象としている水道法の水質基準を下回っており、当然のことながら浄水工程を経た後の水では検出されていません。</p> <p>水道水の安全を守るため、水質検査計画を定めて水道法に定める検査項目(回数)はもとより、法定検査以外にも市独自で全ての井戸の原水や各浄水場に集められた原水をも対象に定期的に水質検査を実施し、水道水の安全確保に努めているところです。</p> <p>今後も「第5節 安全な水道水を安定供給する」で定めておりますとおり、地下水の保全による水源の確保などにより、水の有効利用をめざしていきます。</p> <p>なお、これら水質検査の結果につきましては毎年広報じょうようにおいて公表しているところです。</p>
15	<p>浸水被害軽減のため、雨水タンク設置補助および駐車場透水舗装補助について本計画に定められたい。</p>	<p>近年の局地的集中豪雨等による浸水被害対策としては、「第11節 浸水被害の軽減と環境に優しい川づくりを推進する」で定めておりますとおり、引き続き総合排水計画に基づき計画的な河道整備とともに、雨水流出を抑える流出抑制対策に努めることにより、浸水被害の軽減を図っていきます。</p> <p>個別の補助制度の導入については、今後検討していきます。</p>
<p>第3章 健康で幸せなまちづくり</p>		
16	<p>本計画において、「次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境が求められている」とし、「地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めていくことが必要」としながら、寺田西保育園と枇杷庄保育園を統合し、さらに民間へ委託することは責任回避ではないか。</p> <p>民間経営では、公立でしかできない立場の弱い者への配慮が取り残されることから、強く再検討を求める。</p>	<p>寺田西保育園と枇杷庄保育園の統合につきましては、多様な保育ニーズに対応し、効率的な経営を図るほか、小規模保育から集団保育へ移行する観点からも統合を進めているところです。小学校においては、集団での教育がなされていることから、保育園を小規模保育から集団保育へ移行することにより、円滑な接続を図ります。</p> <p>次に、民間委託についてですが、あくまで市が設置する保育所の運営業務の委託であることから、委託した保育所についての最低基準の遵守、施設に係る安全配慮などは市の責任において実施いたします。また、保育内容につきましても、委託業務の実施状況については必要に応じ説明、報告を求めるとともに、保護者の意見、要望、苦情等については、連絡体制を整備し、保育内容の把握に努めていきます。</p> <p>今後も、効率的な運営を図るとともに、保育所における多様なサービスの拡充に努めていきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第4章 心がふれあうまちづくり		
17	小中一貫校や中高一貫校などの新設の可能性はないか。	<p>中高一貫校については、中学校と高等学校の重複している内容を整理、精選して教育できるというメリットはありますが、エリート校化の促進、学校選択の不公平性、中学受験を助長するなどの問題点も指摘されているところであり、慎重に対応する必要があります。</p> <p>次に、小中一貫校については次のような理由により新設は考えていません。</p> <p>①昭和56年以降自治会を単位とした小学校区が確立しており、小学校区ごとに結成された各種団体も地域に定着していること。②小学校区を分割することなく、2小学校区で1中学校区を構成し、中学校間の生徒数のバランスも取れており、小中の連携も取りやすいこと。</p>
18	各小中学校の個性が見えにくいのではないか。部活動が強かったり、学校行事がユニークであるなど、個性のある小中学校があまり見られないのは改革されるか。	<p>部活動や学校の行事に関しては各学校において、自校の教育目標に沿った特色ある取り組みを実施しております。</p> <p>今後も、「第3節 学校教育を充実する」で定めておりますとおり、社会人講師の活用や部活動の活性化を図る工夫を行うなど、学校と家庭、地域との連携を一層推進していきます。</p>
19	小中学校教員は京都府教育委員会の職員であるため、本市独自で資質向上はできないのではないか。	<p>教員の資質向上については、市としても取り組むべき重要な課題であると認識しており、そのような研修もすでに実施しているところです。</p> <p>まず、年度初めには「城陽市新規採用者研修」を実施し、教員としての心構えや城陽市の教育の概要、生徒指導上の課題、学習指導のあり方等について、研修を行っています。</p> <p>また、初任者をはじめとした若手教員を対象として、授業力向上のための研修を平成22年度から実施しています。平成23年度においても、国語科教育の指導方法や道徳授業の基本等について学ぶ研修会を開催しているところであり、今後も、「第3節 学校教育を充実する」で定めておりますとおり、教員の指導力・授業力の向上を図る研修機会の充実に努めていきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
20	<p>教育委員会事務局に社会教育専門の主事はあるのか。また、その主事の日常の活動内容は何か。</p> <p>社会教育の講座などは、どのような過程で決められ実施されているか。</p>	<p>教育委員会事務局に社会教育主事を配置しており、社会教育事業の企画・立案等に携わっています。</p> <p>本市では、「第4節 社会教育を充実する」で定めておりますとおり、「市民が生涯にわたる多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現する」等を目指し、関係団体から選出いただいた方による企画推進委員会において意見を聞き、幅広い講座を開催するなど、社会教育の充実に努めています。</p>
21	<p>図書館の利用時間を年間を通じて朝9時から夜8時までとすべきではないか。</p>	<p>図書館の開館時間は午前10時～午後6時（6月～10月の平日のみ午前10時～午後8時）となっており、利用時間の延長を行う場合、職員の勤務労働条件の関係からも、職員数を増やしての対応や管理維持費など、経費が新たに必要となります。</p> <p>また、6月～10月に開館しております午後6時～午後8時の利用状況ですが、平成22年度の、全利用者に対する割合は2.8%（一日平均利用者：28.2人）となっており、利用率は低い状況となっています。</p> <p>このため、現在のところ、現状の開館時間で運営したいと考えています。</p> <p>今後とも、開館時間については、利用状況等を調査の上、適宜検討していきます。</p>
22	<p>文化協会は市民の役にたっているか。</p>	<p>文化協会は、健全な市民文化の向上と発展に努め、ふれあい豊かな地域社会の形成を図るために、文化・芸術に関する事業の実施や、文化団体の行う事業の推進、文化活動を行う市民への情報提供や支援を行うことを目的に活動している団体であり、多くの方が各種の取り組みに参加されています。</p> <p>今後も、「第5節 文化芸術を振興する」で定めておりますとおり、文化芸術振興計画に基づき地域における文化芸術活動の推進に努めていきます。</p>
23	<p>国民文化祭・京都2011の和太鼓と大正琴は引き続き本市で育成されていくのか、それとも一過性のものであるか。小中学校で必修的に学ばせるべきではないか。</p>	<p>今回の国民文化祭を契機とし、より市民文化の向上を図る取り組みを推進していきます。</p> <p>今後も、「第5節 文化芸術を振興する」で定めておりますとおり、地域の自然資源や歴史資源を活用した文化芸術事業の振興に努めていきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
24	<p>「第5節 文化芸術の振興する」と「第7節 スポーツ・レクリエーションを振興する」において定める施策が具体性に欠ける。</p> <p>例えば、コミセンや文化パークを、社交ダンスの練習場として、だれでも使用することができ、また、安く使用することができるよう定めるなど、具体的にすべきではないか。</p>	<p>文化芸術においては、「第5節 文化芸術を振興する」で定めておりますとおり、幅広い分野の文化芸術の発信拠点として文化パーク城陽の充実に努めるとともに、地域に根ざしたコミュニティセンターにおける活動の充実に努めていきます。また、スポーツにおいては、「第7節 スポーツ・レクリエーションを振興する」で定めておりますとおり、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園をはじめとした施設の充実に努めるとともに新たなスポーツ施設の整備を図っていきます。</p> <p>なお、各施設に関しては、市内・市外在住を問わずどなたでもご利用いただけます。また、使用料についても公平・公正の観点から検討を行っています。</p> <p>個別施策の内容については、別途実施計画において具体化していきます。</p>
第5章 活力に満ちたまちづくり		
25	<p>都市近郊の条件を活かし従来からの特産物の振興と併せ、多様な特産物の開発に取り組むなど、市の積極的な政策が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「第1節 農業の振興を図る」の主な施策の展開「(1) 農業生産の振興」について、「<u>さらに、消費者ニーズに応える新しい作物の生産への取り組みについて、JAと連携し、講習会や研修会を開催するなど農家の支援を行います。また、特産物に付加価値をつけ、収益性を上げるため、ジャムやソフトクリーム、ジュースなどの加工品の開発についても、関係団体と連携し進めます。</u>」を追記します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
26	<p>新市街地事業は、市民の合意形成も不十分であり、関係地権者の合意形成が出来ていない。強行すれば事業完成も見込めないことや、今日の経済社会情勢から企業立地の可能性も必ずしも見込めないことから、中止すべきではないか。</p>	<p>新市街地として整備を進めている久世荒内・寺田塚本地区は、平成28年度供用開始予定の新名神高速道路城陽ジャンクション・インターチェンジ(仮称)に隣接し、国土軸が交差する交通の要衝となることから、その優れた立地条件を活かして企業を誘致することを目指しています。</p> <p>本地区については、既に一部で農地転用が行われており、その優れた立地条件から、このまま何も対策を講じなければ国道24号沿道を中心に農地転用が進み、乱開発による無秩序な土地利用が進んでしまうことは避けられず、残された土地の利用は大きく制限されてしまいます。</p> <p>将来の良好な都市構造を考えると、計画的な土地利用は不可欠であり、土地区画整理事業による良好な市街地整備を進め、企業立地を図り、市民の働く場の確保と創出、それによる人口流出防止、さらに法人市民税等の増収による財政基盤の強化等、本市の活性化を図っていく上で、また、地権者の有効な土地利用を図っていく上で、必要不可欠な事業です。</p> <p>事業への合意形成については、地権者の80%を超える多くの方々から事業賛同意向を確認しており、残りの反対地権者には、引き続き、理解と協力が得られるよう努力をしていきます。</p> <p>また、企業誘致については、これまで市に対し、本地区への進出等について50社を超える多くの企業から問い合わせをいただいております。新名神高速道路城陽～八幡間の工事着手などにより、本地区に対する企業の期待度も高いものがあります。</p> <p>なお、農業振興については、農業振興地域の農用地区域において農業基盤整備を推進するなど、優良農地として保全し、都市近郊の立地条件を活かした特産品や収益性の高い農産物の生産振興、また担い手の確保・育成、農作業の委託化の促進などの施策を展開し、農業振興を図っていきます。</p>
27	<p>観光協会は市民の役にたっているか。</p>	<p>観光協会は、本市の観光振興を図ることを目的に、平成14年3月に設立され、一般市民や企業、団体を会員とし、組織されています。主に、TWINKLE JOYOの開催や、梅まつりなどの観光イベントを実施し、ホームページやメディアへの情報発信を行っており、本市観光振興の主導的な役割を果たしています。</p> <p>また、「第3節 観光の振興を図る」では、「観光協会の組織・機能と情報発信力の強化」などを定めており、これらの施策により、今後も本市の観光振興に努めていきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
28	桜つつみを観光資源として活用してはどうか。	<p>桜つつみの活用につきましては、本市の観光資源として観光協会が桜の名所として紹介し、桜つつみウォークを実施するなどしているところです。</p> <p>今後におきましても、桜の開花時期だけでなく、憩いの場、ウォークの場など観光協会を中心として、市民や市民団体と連携して進めていきます。</p> <p>なお、具体的な事業や活動内容につきましては、今後実施計画において検討していきます。</p>
第6章 環境にやさしいまちづくり		
29	CO2削減のため自動販売機の台数抑制について本計画に定められたい。	<p>本市では、平成21年に策定した城陽市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガス削減に関する取り組みを進めています。</p> <p>現在、自動販売機の台数抑制を実施することは考えておりませんが、城陽市地球温暖化対策地域推進計画の実現に取り組む中で、総合的に施策を展開することによりCO2削減に取り組んでいきます。</p>
30	東日本大震災の教訓から、再生可能エネルギーの開発・普及の必要性が求められている。また、市においても「再生可能エネルギーの自給計画」を策定し積極的に推進することが、環境にやさしいまちづくりにも貢献することからも、積極的な政策を展開すべきではないか。	<p>再生可能エネルギーについては、平成21年に策定した城陽市地球温暖化対策地域推進計画において、「新エネルギー、省エネルギーの導入促進」を定めており、計画を推進する中で住宅用太陽光発電システムの設置補助を行うなど、取り組みを進めています。</p> <p>今後も、「第1節 環境を守り育てる」で定めておりますとおり、城陽市地球温暖化対策地域推進計画の実現に向け、様々な取り組みを推進します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第7章 市民と進めるまちづくり		
31	<p>審議会などは男女の比率が同数になるようクォータ制を取り入れるてはどうか。</p>	<p>「第2節 男女共同参画社会の実現を図る」で定めておりますとおり、家庭・地域・職場などのあらゆる分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、「城陽市男女共同参画計画ーさんさんプラン」に基づいた取り組みを進めます。</p> <p>なお、「城陽市男女共同参画計画ーさんさんプラン」において、審議会への女性の参画促進について、クォータ制(割り当て制)の普及についても今後検討を行って行く旨を記載しているところです。</p>
第8章 信頼される市政運営		
32	<p>人件費の削減のため職員数を積極的に削減している。これにより人件費の額は減少している。その反面、嘱託職員やその他非正規職員が大幅に増加している。これら非正規職員の人件費は事業直接費として計上されているが、市民の立場からすれば、非正規職員であっても人件費である。</p> <p>したがって、正規職員も非正規職員も人件費として鑑みると、事業費が増加していても実質的に人件費が増加しているものが見受けられる。経理処理上、一定の制約は有り得ると考えるが、合計の人件費額を付記するなど、実態を明らかにすべきではないか。</p>	<p>第2次定員管理計画において、「職員数抑制対策の手法は、市民サービスの低下を招かないように事務事業の見直しやOA化の推進、嘱託職員や臨時職員の活用等により効率的な方法で行う。」と定め、この計画の推進の中でさまざまな手法とともに非正規職員の活用を図り、職員数の抑制に努めてきました。</p> <p>今後も、「第3節 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する」で定めておりますとおり、効率的・効果的な行政運営を行うため、第2次定員管理計画を考慮する中で、定年延長や権限移譲などを踏まえた新たな定員管理計画を策定し、引き続き職員数の抑制に取り組んでいきます。</p> <p>なお、人件費等の金額に関しては、毎年、予算書・決算書において公表を行っているところです。</p>
その他		
33	<p>本パブリックコメントの期間は、当初、平成23年12月14日から平成24年1月12日までであった。しかし、当初の期間が終了した後に、改めて平成24年1月19日から2月29日までパブリックコメントが実施された。</p> <p>この当初設定していた期間を鑑みると、市民の意見を反映した計画を策定することよりも、手続を重視したものと思わざるを得ない。基本的な認識の改善を求める。</p> <p>また、素案に対する意見を求めるものであることから、意見を提出しようとする者に対し「試案」を配布するなど、内容がよく理解できるようにパブリックコメントの実施方法を改善されたい。</p>	<p>城陽市パブリック・コメント手続要綱 第7条「実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上の間を設けるものとする。」に基づき、平成23年12月14日から平成24年1月12日の間、意見の募集を行ったところ、結果として提出された意見はありませんでした。</p> <p>手続き上、意見の提出がなかった場合に再度意見の募集を実施しなければならない規定はありませんが、基本計画は、将来の城陽市のビジョンを示す基本構想を実現するための施策の方針を示す重要な計画であることから、平成24年1月19日から2月29日の間、再度意見の募集を実施したものです。</p> <p>また、意見を求めるにあたっては、素案本文のほか、参考資料をも添えて市ホームページや行政情報資料コーナー等において公表し、自由に閲覧可能としていました。</p>